

## 幼稚園・認定こども園(1号認定) 利用者負担額表

【平成30年4月適用】

(単位:円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		1号認定利用者負担額(月額)	
階層	定義	全年齢	
第1	生活保護法による被保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	2,000 (0)
第3	市町村民税所得割額 24,300円以下	ひとり親世帯等	1,650 (0)
		上記以外の世帯	3,000 (1,500)
第4	市町村民税所得割額 24,301円以上48,600円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	4,700 (2,350)
第5	市町村民税所得割額 48,601円以上64,700円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	6,300 (3,150)
第6	市町村民税所得割額 64,701円以上77,100円以下	ひとり親世帯等	2,000 (0)
		上記以外の世帯	8,100 (4,050)
第7	市町村民税所得割額 77,101円以上144,100円以下	13,600 (6,800)	
第8	市町村民税所得割額 144,101円以上211,200円以下	15,800 (7,900)	
第9	市町村民税所得割額 211,201円以上301,000円以下	18,400 (9,200)	
第10	市町村民税所得割額 301,001円以上	21,000 (10,500)	

※ ( )内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

### <注意事項>

○ 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

○ 多子軽減

(1) 幼稚園年少(3歳児)から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから数えて順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

(2) 世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合、多子計算の算定対象となる子どもについて、年齢制限(小学校第3学年まで)がなくなり、年齢に関わらず「保護者と生計を一にする子ども」となります。ここでいう「保護者と生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。

なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

(3) 世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等については、(2)の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

○ すくすく保育支援事業 (多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。